

南丹市農業施策に関する建議書

現政権の最重要課題である「地方創生」を実効的なものとするには、農山村の所得を向上させ、地域のにぎわいを取り戻すことが重要であり、内需中心の持続的な産業構造への転換で地方から、また第1次産業からの活性化を強く期待するところであります。

しかし昨年の「農地中間管理事業の推進に関する法律」の制定や今年6月の「改訂・農林水産業・地域の活力創造プラン」の閣議決定などにより、政府が目指す「強い農業」だけが生き残り、多くの家族経営農業が集落からなくなり、地域社会が維持できなくなれば地方の衰退に拍車が掛かることが懸念されます。

中山間地農業・農村は、日本の食料の4割を生産する食料生産の場だけでなく、水資源の涵養、洪水の防止、里山などの自然保護、伝統文化の伝承など多様な機能を保持しており、それら機能の維持のため、農業者が安心して営農できる農業にするため、効果的で継続性のある支援策が真に求められています。

本市においても、度重なる大雨による農業基盤への甚大な被害により、営農意欲の減退を招き、耕作放棄地の増加が危惧されるところであり、あわせて従来からの懸案である、農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少や後継者不足、有害鳥獣被害など、もはや既存の施策制度では維持、対応が困難な状況に直面しているところから積極的な各種施策の創設、推進が必要となっています。

つきましては、市におかれましても財政厳しい折とは存じますが、関係機関と緊密な連携を図られ、予算確保ならびに上部機関などへ具申をされますよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議いたします。

平成26年12月5日

南丹市長 佐々木 稔納 様

南丹市農業委員会

会長 野中 一二三

1. 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による農作物被害は、今までシカやサル、イノシシによるところが大きかったが、最近はこれら以外にアナグマ、アライグマやハクビシンなどによる被害も年々増加してきている。また、被害場所も人家周辺部にまで拡大し、人命にも危険が及んでいる状況にある。

国では、農作物被害の深刻化に対応するとともに狩猟者の減少と高齢化などにより鳥獣捕獲の担い手が減少していることや鳥獣の数が著しく増加していることに加えて、その生息地の範囲が拡大していることにより自然生態系への悪影響に対処するため「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正がなされたところである。

当市においても鳥獣被害対策実施隊の設置のための条例が制定されるなど数多くの対策は講じられてはいるものの、今もって被害は甚大で、農業者の営農意欲の減退を招いている。

あらゆる手立てを尽くしてもなお終息がみられない被害対策に粘り強く対していくため、捕獲の大幅強化と恒久防護施設の整備や広葉樹の森づくりの推進について積極的な取り組みをされたい。

2. 農産物の価格下落対策について

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉が大詰めを迎えているにもかかわらず詳細情報も報道されない中、安い農産物が大量に外国から輸入されることが予想され、農産物における重要5品目の聖域化も予断が許せない状況が続いている。また、生産者米価についても米の過剰感から年々低くなる傾向があり農業経営は悪化の一途を辿っている。このような状況から安定した農業所得の確保が必要であるが、国では農業者戸別所得補償制度があるものの米の直接支払交付金や米価変動補填交付金については、工程を明らかにした上で廃止される方向となり、水稻生産農家への大打撃が予想される。

安定的な所得確保ができてこそ農業が産業として成り立つ要素があるため、国や府に対して経営所得安定対策の充実を要望されたい。また市においても所得補償制度の創設を願いたい。

3. 市民向けの定住促進について

定住化促進については、昨年度策定された「南丹市定住促進アクションプラン」により、さまざまな施策の推進が図られているところではあるが、内容的には市外からの転入者に目が向きすぎ、今住んでいる人が住み続けるための支援策が空洞化している感が否めない。

やはり南丹市の基幹産業は農業である。この農業の活性化なくしては、転出者が増えるばかりである。

市内の大多数は、家族経営農業であるが、この農業形態で収入を確保するためには市独自のブランド農産物を創出し、全国ブランドに育成する必要がある。また農地の利用集積を図り、コスト低減に努めるとともに自ら販売したり加工したりする6次産業化に取り組む必要もある。

このためにも、補助金制度だけでなく、市において研究開発・販売システムの構築など強力な取り組みを行われたい。

さらに、市内の子どもについては、郷土愛を育み食育・食農教育を推進するため農業体験学習を通じ、農業への理解促進に寄与する学校教育事業について更なる積極的な支援を図られたい。

また、若手農業者については、今後の農業の中心的な担い手であるが、若手農業者間の情報交換が十分に行われていない現状があるため、これに対する支援をお願いしたい。

住宅地については、さまざまな土地関連法令による規制や基準により農村部においても宅地化できる区域が決まっているため、農業後継者が市外に転出している現状が多くある。そこで、変更可能な規制については、規制改革を国に要望されたい。

加えて山間部では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

に関する法律」により、「土砂災害特別警戒区域」に指定され、開発行為や建築物の構造規制といった所有者側の制限がある区域が数多く存在する。

集落存続の観点からも、移転に際しての支援措置はあるものの、さまざまな事由により移転もできない居住者に対する既存建築物の保護に関する支援施策の創設を国・府に要望されたい。

4. 災害に強い農村づくりについて

災害に強い農村づくりのためには、万全な治山・治水対策の推進は言うまでもないが、もとより老朽化した農業水利施設の長寿命化には、営農する上で農道・水路等の維持管理が必須になる。しかし、中山間地域等の条件不利地域におけるこれら施設の維持対策について、現在交付金制度があるものの過疎化・高齢化による人員不足で対応できない地域も生まれているので、こうした地域の農業環境の維持を支援する体制を整備されたい。

また、度重なる豪雨による農業基盤への甚大な被害は今なお爪痕が残り、今後の営農活動に多大な影響を与えることとなっている。

高齢化や零細農家が多くを占める本市の農業者にとって、精神的な苦痛に加え、復旧にかかる費用負担が重くのしかかり、物心両面で営農意欲の減退を招いているところである。

農業基盤の復旧が滞ることにより、耕作放棄地の増加につながる恐れが容易に推測される状況を鑑み、局地的な災害についても、きめ細やかな対応ができる支援施策の創設を図られたい。